

議第28号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	円	円	円	を
	22,300	32,500	29,100	
	18,600	27,000	24,300	
	20,800	30,500	29,100	
	17,300	25,400	23,900	
	4,200	6,000	5,900	
	3,500	4,900	4,800	
	3,500	4,800	4,700	
	2,900	4,200	4,000	
	8,300	11,700	11,400	
	7,000	9,900	9,600	
	11,600	16,300	15,300	
	9,700	13,500	12,800	

「	22,930	33,420	29,930	
	19,130	27,770	24,990	

21,390	31,370	29,930
17,790	26,120	24,580
4,320	6,170	6,060
3,600	5,040	4,930
3,600	4,930	4,830
2,980	4,320	4,110
8,530	12,030	11,720
7,200	10,180	9,870
11,930	16,760	15,730
9,970	13,880	13,160

に改め、同表駐車場の項中「400」

を「410」に改め、同表備考2及び3中「100円」を「10円」に改め、同備考4中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市国際交流会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。